

コンサルタント等契約における失注説明の取扱いについて

1. 単独型

(1) 交渉順位決定通知時の別紙による詳細点数の通知

JICA 内での手続きに使用している既存データを活用し、通知時に別紙として全ての競争参加者に詳細点数を通知します。

(2) 単独型選定に関する定期セミナーの開催

単独型案件の選定に関するセミナーとして、半年に 1 回の目安で開催します。

第 1 部では、公示のトレンド、ガイドラインや手続きに関する周知等を行い、第 2 部では個別相談を行います。なお、第 2 部の個別相談について、個別案件の失注説明を求める要望もありましたが、新規参入社や若手業務従事者に対するコンサルテーションを中心に対応します。

(3) レビューの実施

一定期間の運用を行った結果についてレビューを行い、必要に応じて対応を検討します。

2. 業務実施型

失注説明の手続き・準備の簡素化を目的とし、Forms による失注説明依頼を行い、日程調整及び事前質問の受付もあわせて行います。

3. 適用開始

(1) 単独型：失注説明取り止めについては、2023 年 7 月以降の公示案件から実施し、公示にもその旨を明記します。評価結果の通知も 7 月以降の公示案件から適用します。

(2) 業務実施型：

1) 失注説明依頼時の Forms による受付は 2023 年 7 月以降の公示から適用し、企画競争説明書にも手順を明記します。

2) 評価項目の小項目の公開についても 2023 年 7 月以降の公示から適用し、Web 上に公開します。

以上